

令和3年10月

さつま町議会臨時会会議録

令和3年10月15日 開会

令和3年10月15日 閉会

さつま町議会

令和3年10月さつま町議会臨時会審議結果

令和3年10月15日

| 議案 番号 | 件名 | 上程日 | 議決日 | 議決 結果 | 委員会 付託 |
|----------|----------------------------|----------|----------|----------|-----------|
| 議案 64 | 令和3年度さつま町一般会計補正予算 (第7号) | R3.10.15 | R3.10.15 | 原案可決 | — |

令和3年10月さつま町議会臨時会会議録

目 次

○10月15日（第1日）

| | |
|-------------------------------------|----|
| 会議を開催した年月日及び場所 | 1 |
| 出欠席議員氏名 | 1 |
| 出席事務局職員 | 1 |
| 出席説明員氏名 | 1 |
| 本日の会議に付した事件 | 2 |
| 開 会 | 3 |
| 開 議 | 3 |
| 会議録署名議員の指名 | 3 |
| 会期の決定 | 3 |
| 議案第64号 令和3年度さつま町一般会計補正予算（第7号） | 3 |
| （提案理由説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決） | |
| 閉 会 | 13 |

令和3年10月さつま町議会臨時会会議録

(第1日)

○開会期日 令和3年10月15日 午前9時30分

○会議の場所 さつま町議会議場

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員(16名)

| | | | |
|-----|------------|-----|------------|
| 1番 | 新 改 幸 一 議員 | 2番 | 平 山 俊 郎 議員 |
| 3番 | 上 圀 一 行 議員 | 4番 | 橋之口 富 雄 議員 |
| 5番 | 中 村 慎 一 議員 | 6番 | 上別府 ユ キ 議員 |
| 7番 | 森 山 大 議員 | 8番 | 新 改 秀 作 議員 |
| 9番 | 平八重 光 輝 議員 | 10番 | 有 川 美 子 議員 |
| 11番 | 古 田 昌 也 議員 | 12番 | 岸 良 光 廣 議員 |
| 13番 | 上久保 澄 雄 議員 | 14番 | 川 口 憲 男 議員 |
| 15番 | 柏 木 幸 平 議員 | 16番 | 宮之脇 尚 美 議員 |

欠席議員(なし)

○出席した議会職員は次のとおり

| | | | |
|--------|-----------|-------|-----------|
| 事務局 長 | 萩木場 一 水 君 | 議事係 長 | 竹 下 和 男 君 |
| 議事係 主査 | 西 浩 司 君 | | |

○地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおり

| | | | |
|---------|-----------|--------------|-----------|
| 町 長 | 上 野 俊 市 君 | 副 町 長 | 高 田 真 君 |
| 教 育 長 | 原 園 修 二 君 | 総務課長兼危機管理監 | 原 田 剛 志 君 |
| 財 政 課 長 | 富 満 悦 郎 君 | 保健福祉課長 | 佐 藤 秀 樹 君 |
| 子ども支援課長 | 藤 園 育 美 君 | 農政課主幹兼農業振興係長 | 坂 元 隆 志 君 |
| 耕地林業課長 | 櫻 伸 一 君 | 商工観光PR課長 | 市 來 浩 二 君 |
| 教育総務課長 | 早 崎 行 宏 君 | 社会教育課長 | 永 江 寿 好 君 |

○本日の会議に付した事件

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期の決定

第 3 議案第64号 令和3年度さつま町一般会計補正予算（第7号）

△開 会 午前9時30分

○議長（宮之脇尚美議員）

おはようございます。ただいまから、令和3年10月さつま町議会臨時会を開会します。

△開 議

○議長（宮之脇尚美議員）

これから本日の会議を開きます。

本日の日程は、配布してあります議事日程のとおりであります。

△日程第1「会議録署名議員の指名」

○議長（宮之脇尚美議員）

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、9番、平八重光輝議員及び10番、有川美子議員を指名します。

△日程第2「会期の決定」

○議長（宮之脇尚美議員）

次は、日程第2「会期の決定」の件を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日の1日間としたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

異議なしと認めます。よって、会期は、本日の1日間に決定しました。

△日程第3「議案第64号 令和3年度さつま町一般会計補正予算
(第7号)」

○議長（宮之脇尚美議員）

次は、日程第3「議案第64号 令和3年度さつま町一般会計補正予算（第7号）」を議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

〔町長 上野 俊市君登壇〕

○町長（上野 俊市君）

おはようございます。それでは、「議案第64号 令和3年度さつま町一般会計補正予算（第7号）」について、提案理由を申し上げます。

今回の補正の主なものにつきましては、現在、新型コロナウイルスの第5波といわれるものにつつまして、感染状況が落ち着いてきているところでございますけれども、今後予想されております第6波への対策をはじめ、事業者等への継続支援対策、経済対策、それから7月及び8月の豪雨による災害復旧にかかる追加の補正などが主なところでございます。林道施設災害復旧費に要する経費及び農地・農業用施設災害復旧費、物産観光費、学校管理費、庁舎管理費並びにその他所要の経費を補正しようとするものでございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億4,796万円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ1億6,714万8,000円とするものでございます。内容につきましては、財政課長に説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

〔町長 上野 俊市君降壇〕

○財政課長（富満 悦郎君）

それでは、「議案第64号 令和3年度さつま町一般会計補正予算（第7号）」について、御説明申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○議長（宮之脇尚美議員）

これから質疑を行います。質疑は、ありませんか。

○上別府ユキ議員

説明資料の3ページの2款1項14日本庁費の新型コロナウイルス感染症対策のA I顔認証検温計の金額について、これは正面玄関に置いてあります顔を近づけて検温をするあの顔認証の検温計だと思うのですが、あそこに使い方が書いてないので、毎朝登庁してきた時に顔を近づけてみるのですが、どうしても体温が明示されないので、使い方が分からないところがあって、使う人や周りの方に聞くのですが、みんな頭を傾げて分からない人が多いと思います。私の体験では、ですから、どうせこれだけのお金を使って設置するのであれば、明確な使い方も一緒に書いて、測る人たちが分かるような設置の仕方をお願いしたいと思います。

その下の段の感染症予防費についてですが、自宅療養者に対して需用費、食糧費と消耗品費が計上されておりますが、これはどれぐらいの人数を見込んでいらっしゃるのかということと、補正予算を組む以前にどれぐらいの自宅療養者がさつま町にいたかという2点の質問をさせていただきたいと思います。

○財政課長（富満 悦郎君）

ただいまの玄関に設置をします、顔認証の検温計についてであります。今現在置いてあるものにつきましては、民生委員児童委員の協議会の所有のものを借用させていただいております。今回設置するタイプといたしましては、同じようなタイプに自動の手指の消毒器が一体となったものを設置する予定としております。基本的にはあの形であります。その使い方がお分かりにならないということでありましたので、その使い方が分かりやすいように入口に表示をしたいと考えております。

○保健福祉課長（佐藤 秀樹君）

自宅療養者への支援の関係の御質問でございますが、内容につきましては、食料品と衛生用品になっております。人数を10人分それぞれ予定しているところでございます。それから自宅待機者の人数でございますが、現在までに10名の方が自宅待機ということで対応しているところでございます。

○岸良 光廣議員

説明資料の4ページの一番上段。支援事業をするのは非常に大事なことだと思いますし、是非行ってほしいのですが、ただこれを見ていくと農林業継続緊急支援金交付事業については、約400万円の総額に対して約21%、8割弱が要らない。これは不要額になっているのですが、事業の不要額で313万9,000円。実際、補正予算として補助実績が86万1,000円。元々の予算の組み方というか、本当にどの程度考えておられたのかな。これがせめて8割ぐらいあって、2割ぐらいが今回は要らなかったというのであればいいのですが、逆ですよ。約2割が補助実績となり8割が不要額、減額。一番下の商工振興事務費にしても、トータルで約4,000万円の事業を組んだ中で1,200万円が不要額。要するにこれも約67%です。これの実績として商工振興事務費は67%、約68%ありますからまだいいかと思うのですが、農林業継続緊急支援金交付事業の21%というのは、当初の予算の組み方にどのような形で、何を持ってこの予算を組まれたのか、そこを教えてくださいたいと思います。

○町長（上野 俊市君）

ただいまの農林業の関係等の質問でございますけれども、この緊急支援の関係等については、当初1か月の販売額が30%以上減少した者ということで、対象を絞っての事業でございましたけれども、結果、いま御指摘のとおり10件程度しか利用がなかったということでございます。今回につきましては、10%以上の影響があったところということで、今回提案させていただいておりますけれども、農林業の関係等については、非常に比較対象となる月でいろいろ差があるということもございまして、非常に把握自体が難しいところもございまして、議員御指摘のように、もう少し把握がしっかりとできていけばいいのしょうけれども、やはりいろんな品目ごと、月によって差があるというような状況等もございまして、なかなかこれを明確な数字はつかめないということで、予算の編成にあたりましては、これぐらいの対象が出るのではなからうかということで、要求しております、結果、利用されなかった方が多いと。利用できなかった方なのか、利用されなかった方なのかというのわかりませんが、そういう状況であります。この予算の関係等については、毎回予算の計上にあたっては、精査しながらしているわけですが、なかなか農林業の関係等については難しいというのが実態でございます。商工の関係等については、ある程度商工会を通じたり、いろんな方法で把握はできるのですが、なかなか農林業の関係等については難しいところがございます。

○岸良 光廣議員

町長の説明は良くわかります。町長の説明の中で、「利用できなかったのか、されなかったのかよくわからない」ということなのですが、そこも今後のためにはきちっと精査をして、次こういう補正予算を組む場合にはきちっとした形で組めるように、今回を良い基準としてやはりさつま町内の商工業も農林業に関しても、担当課でできるだけ・・・100%は無理ですが、せめて7割、8割ぐらいは常日頃そういうのをきちっと管理ができるようにしていただきたいと要請しておきます。また、この商工振興費についても実際、これは県の事業を受けた人は対象外でしたよね。ということは、県の事業を受けたというのは商工会でもわかるはず。それ以外の方をすると残りの3割強の方々がこれを受けていないということは、さっき町長が言われたように、これに応募できなかった方がかなりいるのではないかと思います。そこについても今後はもうちょっと精査してできるだけ、全員の方がこういう事業を使えるようにしていただきたい。これも要望しておきます。

○新改 幸一議員

私もただいまの岸良議員の件に関連するのですが、農林業継続緊急支援金交付事業の話が出ましたように、大変有難いということは重々わかっております。今回、町の緊急対策関係で100万円ということで、町長の答弁でなかなかその申請のあり方というのは、難しいところもあるということも理解するところでもあります。今回の交付の関係の文面を読みますと、令和3年8月または9月の1か月の農林産物の販売ということで謳ってあるのですが、この時期の農家の販売の申請した時の関係書類は、どのようなものを提出すればこういう申請に基づいて申請が通るのか。やはり農家のほとんどの方が、税金の申告は白色申告。規模のある程度大きい方々は、青色申告をされていますが、そういう12月を締め切って、税金の申告をした時の関係書類。きちんとした税理士も見ますし、青色申告の指導者も見ていきますので、その令和2年度からと令和3年度の比較というのは、きちんとした公的な書類として見られると思うのですが、ここ辺りの書類の審査のあり方。このところをどのように考えていらっしゃるのか。というのが一点です。まずは、それからお願いします。

○農政課主幹兼農業振興係長（坂元 隆志君）

今、御質問にありました農林業継続緊急支援金交付事業の審査につきましては、基本的には青色申告書の写しで確認をするということしております。ただ、先ほど言いましたように、国保の農家さんにつきましては、白色申告でしたりというような証明書が出せないという方もいらっしゃるかもしれませんが、基本的には売り上げが8月、9月で何かしら農協での販売証明書なり、直売所などでの販売証明書、そういうのを添付していただいて、コロナで影響があったという確認をさせていただいた上での支出をするようにしております。

○新改 幸一議員

基本的には平等性のある農家支援ということを、私からは要請をしておきます。

もう一点は、今回新型コロナウイルス感染に対する緊急対策ということで、ほとんどが臨時会での提案理由でございます。具体的に目に見えない敵との闘いということでございますので、本当に執行部の方も大変だと思っております。そういう流れの中に、今回のコロナ対策の金額ももちろんですが、今朝の農業新聞を見まして、せっかくの臨時会だからと思ひまして話をさせていただきますが、特に副町長は県の元畜産課長でもいらっしゃいましたので要請をするところなのですが、今朝の農業新聞を皆さん見ていらっしゃいますか。さつま町は、鳥インフルエンザに悩まされ、大変苦労しました。今朝の農業新聞を見ますと、今期も大変な発生リスクが高いということを農業新聞で謳っております。飛来前に消石灰をきちっと散布するような、それから点検をということも、「養鶏場の対策を今すぐ」というような見出しで載っておりますので、せっかく副町長が県の元職員でもいらっしゃいましたので、我が町にコロナと一緒に、目に見えない敵との闘いでございますので、農家さんとの連携、二度と鳥インフルエンザも出ないような対策、そして消石灰の対策というのきちっと行政指導でやっていただくように要請をしたいと思います。副町長が自分の考えがあれば、我々に胸の内をお話していただければ、ありがたいと思います。

○副町長（高田 真君）

すみません、日本農業新聞を今朝見ておりませんでした。申し訳ございません。ただし、今朝の南日本新聞では、宮崎県小林市が鳥インフルエンザの防疫演習をしたという記事を見て、鹿児島県でも出水市や鹿屋市など鳥インフルエンザの防疫演習を昨年、おととしとちょっとコロナの関係でなかなかできなかったですが、この前、県の畜産課もちゃんとリモートで事業所の方々と会議をしたということがホームページにも載っておりました。今後とも対策について、ことし1月に起こったようなことが起きないように、私としても北薩を挙げて県に要請をしていきたいと思ひます。

○古田 昌也議員

説明資料の3ページ。4款1項4目、感染症予防費についてですが、なぜ中学3年生、高校3年生及び妊婦に限定したのかその理由をお示しく下さい。

○町長（上野 俊市君）

今回の補正につきましては、PCR検査の関係等についてであります。まず中学3年生、高校3年生につきましては、受験それから就職活動等で感染拡大地域と言われました所に出ていつかの受験・試験というのが予想されるということで、やはり保護者の方々としては非常に不安に思っているところもありますし、場所によってはそういうPCR検査の結果を持ってきてくださいと言われるようなところもあるやに聞いております。これは正確に把握しているわけではございませんけれども、さらにはやはり県外等に出られた方々が不安に感じられて、皆さんに迷惑をかけてはいけないということで、PCR検査を受けられることなどが予想されることから、この中学3年生、高校3年生に特定した形での助成ということで今回させていただいているところであります。これにつきましては、今後衆議院選挙が終わりますと、またどのような形で

対策が講じられてくるかわかりませんが、本町としましては、中学校3年生、高校3年生の受験・試験等に備えての対策ということで御理解をいただきたいと思います。それから妊婦さんにつきましては、当然ながら私が公約に掲げております「安心して産み育てられるまち」ということで掲げております。やはり、本町には産婦人科もございません。妊婦さんが安心して産み・育てることができるような対策の一つとしまして、出産前の2週間前には国の助成等があるわけですが、その前にいろんな事情等により病院にかからなければならないということも予想されますことから、この妊婦の助成についても新たに助成対象として、PCR検査に対する助成を行っていききたいということでございます。

○古田 昌也議員

今の御解答で納得はするのですが、町長のお言葉の中にPCR検査の結果を持ってこいという形で要請があると聞いてあるのであれば、18歳以下の子供に対して全てそういう形で、例えばですが、九州大会に行かれた方、どこか行かれた方という形でおられるとは思いますが、そこに対しての助成も一緒に考えないと。これは自分の意見になってしまうのかもしれませんが、そこはどうお考えでしょうか。

○町長（上野 俊市君）

「PCR検査の結果を持ってこい」と言われるところがあるということではないことを、御理解いただきたいと思います。私が明確に聞いているわけではございませんので。それと、様々な大会等に出られる時もございます。今、簡易型の検査キットというのでも販売されておりますし、もうコンビニ等でも手続をすれば購入できるような物もあるようでございます。しかしながら、簡易キットでは正確なものが出ない。症状がなければ、はっきりわからないというようなこともあるようでございまして、正確に判ります医療機関でのPCR検査を対象にしていきたいと思っております。このPCR検査はやはり医療機関でしますと最低でも2万円程度かかるようでございます。そのうちの半額にあたります1万円を上限として助成していきたいというようなこともありまして、先ほど申しましたように今後、ワクチンパスポートとか、国等でも言われております。このPCR検査が国での義務付け、これも出てくるかもしれません。そういう状況を見ながら対応していきたいと。とりあえず私としましては、この受験・試験を受けられる方々の負担をなんとか減らして、不安の解消に繋げたいということで今回の計上ということで、御理解いただきたいと思っております。

○川口 憲男議員

4款1項4目。先ほども質問がありましたけれども、感染症予防費の中で、自宅療養者等に飲食費とか生活用品を支援するというので8万円あげてありますが、予算額に対してどうこう言うことではありませんが、これまでの議員等の質問の中に自宅療養者とか、どういう方がどういう状況とか、これは全然掴めないという答弁を聞いたことが多々あります。しかし、ここに予算の計上の中で、今回10人分を予定するという説明がありました。そして、「これまでに自宅療養者が何人いたのか」とお聞きしましたら「10人ある」と。保健福祉課の中で、こういう人数等は把握されているということは、町内の方々でこういう方がいると。その方々を支援していくための予算だと思っておりますが、予算計上をするにあたって、例えば新たな10人の方にどういうやり方でこれを届けるのか、申請があった場合は本人が直接来るのか、あるいは申請があったら保険係がそこへ赴き指揮するのか、そこ辺りの対策というのはどうなのですか。いずれにしても、いろんな感染症に陥られた方との接触は非常に厳しいものがあります。鹿児島市内でもホテルに宿泊されている方への弁当なども、非常に厳しい状況があるということです。ここ辺りの取扱いをどうされていくのか。また、過去にも10人の自宅待機者がいたということでしたが、そうい

う把握ができていて議員等の質問にはこういうことは情報的にわからないというお答えだったのですが、そこは保健福祉課長、実質的にどうなのですか。

○保健福祉課長（佐藤 秀樹君）

まず、事業の内容について若干説明をさせていただきたいと思います。対象者につきましては、感染者で身近に食料品等の支援を行う者がいない場合で、町から支援を希望される方。それから、濃厚接触者で自宅待機中に食料品等の支援を行う者がいない場合で、支援を希望される方ということで対象者としているところでございます。実施の流れということで、事業の流れを申し上げますが、まず最初に、川薩保健所が感染者に対する支援の有無を確認いたします。その後、川薩保健所において、感染者への支援がない場合、町の支援を受け入れるかの聞き取りを、川薩保健所がいたします。その後、支援を希望された場合、本人に了承を得たうえで、保健所から町に対して個人情報の提供と配送希望日の指示があるようになっております。その後、希望日に町の職員が玄関前に配達するというので、感染者との接触はもちろんしないということになります。その後、帰庁後に川薩保健所に配達した旨の報告をするということで、そういった流れになっております。それと、先ほど議員からありました感染者の情報につきましては、当初の時点では、どこの誰かということはもちろん、全然内容については、私共の方には詳しい情報はまいりません。そこは、保健所が徹底して個人情報を守るということで、されているところでございます。議会の時にも、内訳がわからないかということで過去のデータを集計しまして、今までの感染者の状況につきましては、整理をしてお示したということでございます。

○有川 美子議員

おはようございます。3点質問させていただきます。説明資料の3ページ、下から2段目の予防接種事業費のところ、妊産婦の方へのインフルエンザ接種費用の一部を助成するものというのが出ておりますが、こちらの115名と試算をされておりますが、この人数がどのような考え方で人数がでてくるのかと、妊産婦というと妊婦の方と産婦、お子さんを出産された方ですが、産婦の方の範囲というか定義、産後どれぐらいまでの方かをお示してください。

そして、同じページで上の新型コロナウイルスワクチン接種事業の3回目接種の実施に伴う健康管理システム改修費、このシステムの改修業務に36万3,000円という数字、予算出ておりますが、この内容をお示してください。

そして最後に3点目、ページ開けていただきまして5ページの一番上のさつもの逸品振興事業費、「さつものエール便第2弾」大変好評ということで、実施ということは良い事かと思いますが、ここにもインターネットページの構築業務委託に47万3,000円という金額が出ております。決して小さい数字ではございませんので、この委託料の業務内容をお示してください。

○子ども支援課長（藤園 育美君）

御質問のありました、妊産婦等インフルエンザ任意予防接種の積算基礎ですが、すみませんこの積算基礎は、9月末現在で積算いたしましたので、若干妊婦と産婦の間には数字に誤差があるかもしれませんが、こちらで積算しました根拠といたしましては、現在まだ出産されていない母子手帳の交付を受けた方が52名、あと産婦というところが後の質問と被るのですが、産婦の定義というものを出産後6か月までの子供さんを持ったお母様ということで定義をさせていただきました。その6か月までの子供を持ったお母さんというところで定義付けをさせていただいた理由といたしましては、インフルエンザの予防接種は、生後6か月からできます。やはり子供さんがインフルエンザの予防接種ができない、さらに幼少期にはお母様との密着度も高いので、お母様に健康管理をしていただけて子育てをしていただきたいという思いから6か月までの乳児を持つお母様ということで、計算をさせていただきました。そちらの数字が約20名。10月から1月

までの母子手帳の交付予定者というところを、私たち希望的観測ではあるのではあるのですが、1か月に10人というところで当初予算の揭示をさせていただいておりますので、そちらでやはり1月まで予防接種はできますので、10月から1月までの4か月間の40人ということで115人計上させていただきました。産婦の定義につきましては、今説明した内容となります。

○保健福祉課長（佐藤 秀樹君）

予算に計上しております36万3,000円の健康管理システムの改修内容について御説明させていただきたいと思っております。まず、対象者の管理情報ということで、画面内に接種情報に3回目の情報を追加表示させるということと、画面内接種券の情報に3回目の情報を追加表示させるという業務。それと、対象者管理情報ということで、3回目の接種券を作成する業務を追加すると。3回目接種可能となるようにシステム改修を行うということでございます。それから、接種者情報の管理ということで、3回目の接種をした時の情報を管理するというところでございます。それから、接種情報の取り込みということで、VRSという接種を行ったときの管理を行う端末があるのですが、その3回目の接種データをそこからこの健康管理システムへ取り込むような形で対応が出来るように改修をするということでございます。

○商工観光PR課長（市来 浩二君）

さつもの逸品振興事業費の委託料のインターネットページの構築業務になりますが、これにつきましては、モニター募集のための登録、それとモニターに当選された方に賞品を贈りますが、それらの賞品の感想を述べてもらうアンケートのページも構築しまして、それも集計をすること。それとこのインターネットのサーバー利用を含んだ形で47万3,000円となっております。

○上別府ユキ議員

あと2点質問します。まず、4ページの下から2段目、災害復旧事業費の委託料2,560万円計上している災害測量設計及び地すべり対策調査測量設計業務というところで、地すべり対策の調査については、災害とはまた別なものであるのかということ、9月議会で出ていました運床線以外の地すべり対象地域がどこにあるのかというのがわからないので教えてください。

それからもう一点、5ページの小学校共通管理費についてですが、これはワクチンが接種できない12歳以下の小学生に対する予算計上ということだなと感じて大変評価したいと思うのですが、アクリルパネルがどれぐらいの予算で考えられているのかということ、消耗品はどのようなものを考えられているのかということ。それから、ワクチンが小学生は接種できないということで、早急な対応が必要かと思われるのですが、具体的にいつ頃までに設置する計画なのかということをお教えいただきたいと思います。

○耕地林業課長（櫻 伸一君）

ただいま、質問がありました地すべりの関係でございます。これにつきましては、林道浅井野泊野線でございます。位置的に言いますと、浅井野から約2キロメートル付近のところでございます。これも当然、災害復旧事業の対象ということでございます。今、地すべりということで、運床線と発注して工事を進めております北薩2号線がございます。

○教育総務課長（早崎 行宏君）

ただいまの御質問でございます。まず、アクリル板の単価等につきましては、それぞれございます。安いものでは3,000円から4,000円程度。高いものでは、1万円を超えるというようなことでもありますけれども、それはまた設置する学校の教室等によってそれぞれ判断して購入をしていただくものと考えているところでございます。それと、そのほかの消耗品の関係でございますけれども、私どもがアクリル板のほかにも、先般学校予算要求説明会があったわけです。

けれども、購入を検討いただきたい消耗品としまして、そのアクリル板はもちろんですが、タブレットを各家庭に持ち帰る際に必要となる充電器ですとか、タブレットを入れるケースバッグなどの検討もお願いしたところでございます。それとこの事業は昨年も実施されておりますけれども、必要に応じて消毒液そういったものも補充していただけたらと考えているところでございます。それと、設置時期の関係でございますけれども、今回の予算につきましては、各学校、学校長の判断で状況を見ながら購入をしていただくというような前提でもございます。それぞれの学校で状況が変わってきますが、現在のクリアパネル等の設置状況を見ますと、10月12日現在ですが、職員室の設置率が約4割。それと、想定していますのが理科室・図書室関係の特別教室ですけれども、理科室であればまだ1割程度、図書室で2割程度の設置率となっておりますので、そういったところを各学校で判断していただいて、設置をお願いしたいと考えているところでございます。

○橋之口富雄議員

説明資料の5ページ、体育施設管理費の紫尾地区体育館の雨漏り修繕の112万5,000円ですが、これは紫尾小学校の体育館でしょうか、それとも紫尾温泉の奥にある体育館でしょうか。それと、利用頻度はどれぐらいあるものか教えてください。

○社会教育課長（永江 寿好君）

1点目の地区については、紫尾小学校の跡地の体育館でございます。利用については現在、一般的な利用の部分につきましては、令和元年度は1,364人、令和2年度は453名。当然コロナ禍でちょっと利用が減ってきているということでございます。

○岸良 光廣議員

小学校の共通管理費の説明が今あってびっくりしたのですが、これは、ことし初めからコロナで学校も休みがあったりいろいろありましたよね。この今回予算で、例えば小学校、中学校の職員室のアクリルパネルの設置率がどの程度なるのか。一部では2割もいってないという説明だったのですが、実際、今回のこの予算について全体のパーセントがこれでカバーできるのかというのが一点と、それと消耗品の中にタブレットの充電器というのがありましたけれども、タブレットは別でみるべきではないですか。タブレットは導入したのですよね。なぜここで、消耗品としてあげてあるけれども、これを見るとコロナ対策による消耗品という形であげてあるのですよね。タブレットはコロナ対策ではないでしょう。だからタブレットを導入した時にきちんと充電器もあげてやっておくべきであって、本当に私信じられないのは、コロナ対策での補正予算でアクリル板の設置率もですけれども、これは町長ちょっと違うのではないですか。やはりここで備品として、消耗品として充電器をあげるということは、タブレットはコロナ対策ではないでしょう。これはまた項目は別にしてあげるべきではないですか。何でもかんでも入れればいいというものでもないと思うのですが、そこはきちんと明確にするべきだと思います。その説明と、実際こうした時に小中学校のアクリル板の設置率がどの程度になるのか、そこをお示しく下さい。

○教育総務課長（早崎 行宏君）

1点目のアクリル板の設置の状況でございます。先ほどの上別府議員への回答でも若干ふれさせていただきましたが、10月12日現在で設置率、職員室が40.0%、理科室が10%、図書室が20%というような状況でございます。設置の関係は、それぞれの各学校の判断に任せておりますけれども、実際各学校の判断に任せておりますけれども、実際各学校におかれましては、文部科学省より集団感染リスクへの対応ということで、新しい生活様式ということで衛生管理マニュアルというのが、文部科学省から出ております。それに基づいて、それぞれの学校で対応をしていただいておりますので、学校において必要であればということで、アクリル板の設置も行

われているというのが実情でございます。

それと、2点目の充電器の関係でございます。実際、昨年多額の予算を計上しましてパソコン、タブレット購入させていただきました。実際購入した中に充電器はもちろん付属品としてついてはいますが、今回お願いしたのは、今後第6波ですとか想定しながら各御家庭にタブレットを持ち帰る際に、従来あるものは保管用のボックスがあるわけですが、そこから一回一回取り外して持っていく煩わしさがございます。それを、想定して今回計上するわけですが、単価が充電器1つ当たり3,000円程度ということで、消耗品という取扱いで購入をさせていただきたいと考えているところでございます。それと併せて、持ち帰り用のバッグなども検討させていただきたいということで、今回は相談をさせていただいているというような状況でございます。

○議長（宮之脇尚美議員）

岸良議員は一応3回の質疑が終わっているのですが、端的にお願いします。

○岸良 光廣議員

私が質問した、今回の予算でどの程度アクリル板が設置できるかという回答はなされてないのですが、これも各小学校に任せっぱなしということであれば、町長、行政として何もそれは今回の予算でどの程度までアクリル板を設置しようという計画はないということですよ。各小学校に任せてあるという説明です。であるならば、この予算は小学校から上がってきた予算ではなくて、今、教育総務課が勝手に組んだ予算ということになるのですが、私この説明はおかしいと思うのです。だから、ここで計上した分のアクリル板を、小学校に設置したら全体の何%のアクリル板の設置が可能になるのだという説明であれば理解します。それが、各小学校に任せてあります。という説明ということは、この予算を計上した元が何もないということになりますから、これはちょっと説明がおかしいと思います。それと同時に、もう一つの充電器については、あくまでもこれはコロナ対策ですからね。だから、充電器をあげるのであれば、別の項目できちっと明細を出してあげるべきものだと私は思いますが、その点、町長はどのようにお考えか。

○町長（上野 俊市君）

予算の関係でございますので、私からお答えさせていただきます。この予算の関係等については、各学校によって規模も違う、人数も違うということで、それぞれ差がございます。一樣に同じようにということは差がありますので、それについてはできませんので、各学校によって必要なもの、必要なアクリル板についても大きさ、数が違ってくるといこともございます。

それから、このタブレットの関係等についても、国の文部科学省からも助成金を使いながらのものでございますけれども、先ほどもありましたように第6波に備えて、タブレットを持ち帰って自宅での学習、やり取りというようなことも出てくることから、こういうタブレットの関係等の充電器についても、この補助金を使って構いませんよという要綱が出ているようでございまして、そちらを使わせていただいたということでございます。

感染防止対策のアクリル板の関係等については、また校長会等でもしっかりとその対策が取れるような対策を各学校でしっかりと講じていただくように、私からもまた要請をしたいと思っております。

○教育総務課長（早崎 行宏君）

すみません。先ほどの御質問の関係ですけれども、ただいま町長からもありましたが、今回は文部科学省の事業になります。私共が活用しますのが、学校教育活動継続支援事業というものでございますが、それを実施要領等で定められておまして、学校設置者、私どもでございまして、今回の事業に関しましては、校長の判断で迅速且つ柔軟に対応できるようにということで、この予算を各学校に配分することとなっております。私どもが先ほどから言いますように、

各学校にお願いということで説明をさせていただいておりますけれども、あくまでも今回の予算の関係につきましては、各学校長の判断において迅速に必要なものを購入していただくという内容でございます。

○中村 慎一議員

それでは、簡単に御質問をさせていただきます。説明資料3ページの一番上にあります本庁費であります。370万円。今回、AIの顔認証検温計とか、非接触型の体温計とかということで、ちょっと130万円、140万円程度計上してあります。これは、2年目になって、いままでこういう体温計などといったのはどういう管理体制をしていたのか。これを今回整備してどういうふうな庁舎体制にしようとしているのか、そこの考え方の説明をしていただきたいと思います。

それともう1つは、これは庁舎管理費ですが、ほかの役場のほうで管理指導されている公共施設等あると思いますが、そこからの要望とかそういったものなどは出てきていないものかお聞きします。

○財政課長（富満 悦郎君）

今回の備品等の整備につきましては、考え方といたしまして、新たな変異株が流行して感染の収束が見込めないということと、年末年始、また冬場を控えて再び感染が拡大するおそれがあるということなどを踏まえまして、来庁者や職員への感染リスクを軽減しようとするもののほか、新型コロナウイルス対策本部会議、町の職員安全衛生管理規定に基づきます衛生委員会においても意見等があったことから、今回またこれを整備するというようなこととございます。出来る措置をしてリスクを軽減したいと考えております。これまでの検温につきましては、規定予算で、ある程度ハンディタイプのもを購入しているところもありますけれども、僅かでしたので、今回整備して揃えようということで、計上させていただいたところとあります。ほかの公共施設につきましては、状況を見ましてそういう必要性があれば整備していきたいと考えているところとございます。

○議長（宮之脇尚美議員）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

ないようでありますので、これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま、議題となっております議案第64号は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思っております。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

異議なしと認めます。

よって、本案は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから「議案第64号 令和3年度さつま町一般会計補正予算（第7号）」を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

異議なしと認めます。

よって、「議案第64号 令和3年度さつま町一般会計補正予算（第7号）」は、原案のとおり可決されました。

△閉 会

○議長（宮之脇尚美議員）

これで、本日の日程は、全部終了しました。

会議を閉じます。

令和3年10月さつま町議会臨時会を閉会します。

閉会時刻 午前10時33分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

さつま町議会議長 宮之脇 尚 美

さつま町議会議員 中 村 慎 一

さつま町議会議員 上別府 ユ キ

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

さつま町議会議長

さつま町議会議員

さつま町議会議員